

## 災害時における被災者への支援活動に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者への支援活動に関する協定を締結する。

### （主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、災害時に次の事項について、協力を要請することが出来る。

- (1) 乙の所有または管理する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。
  - (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
  - (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害関連情報を可能な範囲で提供すること。
  - (4) 乙の店舗において、被災者に対し、食料・生活物資等を可能な範囲で提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡責任者の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

### （費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

### （協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶の意思表示

がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年8月21日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県 中村時広  
知事

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

乙 イオンリテール株式会社 中四国カンパニー  
支社長 末次綱三